

第 64 号

熊本県税条例及び熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県税条例及び熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県税条例及び熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例

(熊本県税条例の一部改正)

第1条 熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第127条に次の1項を加える。

- 2 知事は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、これと異なる納期を定めることができる。

(熊本県税災害減免条例の一部改正)

第2条 熊本県税災害減免条例(昭和38年熊本県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(固定資産税の減免)

第7条 知事は、熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)第123条に規定する償却資産(以下「償却資産」という。)に係る固定資産税の納税義務者で、償却資産について災害により甚大な被害を受けた者に対しては、当該被害を受けた償却資産(以下「被害償却資産」という。)に係る当該被害を受けた日の属する年の1月1日を賦課期日とする年度に課すべき固定資産税について、被害償却資産の被害の程度に応じて、次の各号の区分に従い固定資産税額を軽減し、又は免除することができる。

- (1) 被害償却資産が復旧不能の場合は、固定資産税を免除する。
- (2) 被害額が被害償却資産の被災前の価格の10分の6以上である場合は、固定資産税の10分の8に相当する税額を軽減する。
- (3) 被害額が被害償却資産の被災前の価格の10分の4以上10分の6未満である場合は、固定資産税の10分の6に相当する税額を軽減する。
- (4) 被害額が被害償却資産の被災前の価格の10分の2以上10分の4未満である場合は、固定資産税の10分の4に相当する税額を軽減する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の熊本県税災害減免条例第7条の規定は、令和7年1月2

日以後に同条に規定する被害を受けた償却資産に対して課すべき令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(提案理由)

償却資産に係る固定資産税の賦課徴収に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。